

都市化による地域の人間関係の希薄化や核家族化の進行などから、身近に子育ての悩みや不安を相談できる人がいないことが、孤独な子育てを引き起こし、地域や家庭の子育て力の低下など多くの課題を生み出しています。

こうした中、子どもと家庭の抱える背景の多様化、複雑化により、市町や子ども家庭センター（児童相談所）における児童虐待を始めとした子どもの養育に関する相談（養護相談）が増加する傾向が続いています。

このような状況に適切に対応するため、地域における子どもと家庭を支える相談支援体制を整備することが強く求められており、専門機関である子ども家庭センター（児童相談所）を中心として、市町の子どもと家庭に関する相談窓口や児童家庭支援センター、児童養護施設などの児童福祉施設、学校、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員など関係機関の連携と機能強化を進めます。

また、児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実を図ります。

被虐待児童を始めとした社会的養護¹を必要とする子どもへの支援として、生活環境や学習環境の整備を図るとともに、児童養護施設など児童福祉施設の職員の資質の向上を図ります。

また、子どもが家庭的な雰囲気の中で自立できるよう里親やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の促進、児童養護施設における小規模グループケア化など家庭的養護を拡充するとともに、子どもの自立に向けて児童養護施設等における自立支援の強化などの取組を推進します。更に、児童福祉施設等に入所している子どもの権利擁護²の強化を図ります。

第4節では、次の施策に取り組みます

1 子どもと家庭に関する相談支援機能の充実

- (1) 地域における子どもと家庭に関する相談体制の整備
- (2) 児童委員・主任児童委員活動の推進
- (3) 子ども家庭センター（児童相談所）の運営体制の整備

2 児童虐待防止対策の連携・強化

- (1) 児童虐待の発生予防
- (2) 児童虐待の早期発見・早期対応
- (3) 虐待を受けた子どもの保護・自立支援
- (4) 児童虐待に関する広報啓発

3 社会的養護対策の充実

- (1) 児童養護施設等の機能の充実
- (2) 里親制度等の推進
- (3) 自立支援対策の強化
- (4) 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の強化

¹ 社会的養護：親がいない子どもや親がいても様々な事情によりともに暮らすことができないなど、家庭での養育に欠ける子どものために、家庭に代わって社会が用意する養育環境の体系のこと。

² 子どもの権利擁護：子どもの基本的人権が侵害されている（又はされる可能性がある）場合に、その権利を擁護すること。

1 こどもと家庭に関する相談支援機能の充実

めざす姿

地域の子どもと家庭に関する相談体制が確立され、安全に安心して生活しています
要保護性の高い困難な相談に、迅速に対応できる体制が整備されています

現状と課題

子どもと家庭に関する相談は、平成17(2005)年4月の改正児童福祉法の施行により、新たに子育て家庭に身近な市町が相談機関として法律上、明確に位置付けられるとともに、こども家庭センター(児童相談所)は、専門機関として要保護性の高い困難な相談への対応や市町の後方支援等を担うことになりました。

平成20(2008)年度の県内の子どもと家庭に関する相談件数は、市町が2,905件、こども家庭センター(児童相談所)が10,378件で、このうち、障害に関する相談が約4割、養護に関する相談(児童虐待を含む。)が約3割、育成に関する相談が約2割となっており、養護に関する相談が増加傾向にあります。

これは、少子化や核家族化、都市化の進展、また、雇用が不安定化する中、家庭や地域社会における子育て力や教育力が低下することによって、子育てに関して保護者が、不安感、負担感、孤立感を感じているためと考えられ、その相談内容も年々複雑化、多様化してきています。

このため、子育て家庭に身近な市町の子どもと家庭に関する相談窓口や児童委員・主任児童委員など関係者との連携の強化を図るとともに、社会的養護を要する子どもと家庭の相談機関である児童家庭支援センターの整備などの仕組みづくりを進めることにより、子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ることが求められています。

また、こども家庭センター(児童相談所)を中心に、児童虐待を始めとする要保護性の高い困難な相談に、より迅速かつ適切に対応できるよう、子どもと家庭に関する相談機関としての専門性の一層の向上を図るとともに、運営体制や施設・設備の整備により、社会的養護を必要とする子どもと家庭への支援体制を整備・強化することが必要となっています。

取組の方向

(1) 地域における子どもと家庭に関する相談体制の整備

すべての市町において、より実効性のある相談支援体制が確立されるよう、相談支援に当たる職員の対応能力の向上のための研修を行うなど、市町の子どもと家庭に関する相談体制の整備を進めます。

子育て中の親子が相談・交流できる地域子育て支援拠点などの整備を進めるとともに、地域の子育て情報の発信に努めます。

地域における社会的養護を必要とする子どもと家庭への相談・支援の充実を図るため、児童養護施設等の専門的な知識や経験を活用しながら児童家庭支援センターの設置を推進します。

子どもと家庭に関する電話相談を受け付けている「子ども何でもダイヤル」の子育て家庭への認知度を高めるとともに、相談員の相談・支援に係る専門的知識及び技術の向上を図ります。

子育てに便利で役立つ情報を子育て家庭に発信する財団法人ひろしまこども夢財団を支援していきます。

(2) 児童委員・主任児童委員活動の推進

子どもの健全育成を推進するため、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう見守り、また、問題を抱える子どもと家庭を発見し、支援を行う児童委員・主任児童委員の活動の充実に向けて、(社福)広島県社会福祉協議会等と連携して、研修体制の整備など専門性の向上を推進するとともに、その活動について住民の一層の理解と協力を得るための広報を強化します。

児童虐待等への対応は、専門性を必要とする一方、地域住民は、児童虐待及びその疑いを発見したときの通告の義務などの重要な役割を担っています。

このため、地域の住民の一員として、市町と連携して「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」に取り組むなど、より多くの子どもと家庭にとって、身近な相談相手であり、かつ、支援者でもある児童委員・主任児童委員の日々の活動を支援していきます。

(3) こども家庭センター(児童相談所)の運営体制の整備

子どもと家庭に関する総合的・専門的な相談支援機関として、子育て家庭や市町、児童福祉施設など関係機関に対する高度で専門的な相談、助言、指導などの支援、研修機能及び情報発信の向上を図るため、運営体制や施設・設備の整備を進めるとともに、職員の高度で専門的な知識・技術の向上を推進します。

子どもと家庭に関する問題の解決を促進するため、市町、里親、保育所、児童養護施設などの児童福祉施設、幼稚園、学校、医療機関、警察などの関係機関及びNPOなどの民間支援団体等との緊密な連携を図ります。

虐待を受けた子どもを始めとして、子どもの安全・安心の確保、行動観察、各種診断及び家族を含めた心理療法などを実施するため、一時保護所に心理療法士を配置するなど機能の充実を図るとともに、一時保護を行う子どもの増加に対応するため、一時保護所の施設・設備の整備を進めます。

児童養護施設等に入所している子どもに対して、こども家庭センター(児童相談所)へ通所させ、又は児童養護施設等を訪問し、生活指導、心理療法及び感覚統合訓練等を行い、心のケアや問題行動の改善を図ります。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
児童家庭支援センターの設置 ・児童養護施設等に設置し、子どもと家庭に関する相談のうち、専門知識、技術を要する相談への対応、保護を要する子どもへの指導及び市町への技術的助言などを行う。	児童家庭支援センター設置か所数	0か所	3か所
こども家庭センター(児童相談所)の相談支援機能の充実 ・保護者への支援を強化する。 ・虐待対応医師・虐待対応弁護士配置により、困難ケースへの対応体制を強化する。 ・児童福祉施設基幹的職員研修の実施により、施設職員の専門性を確保する。	-	-	-
一時保護所の機能の充実・強化 ・心理療法士の配置により、被虐待児童の行動観察や心理療法を実施する。 ・一時保護所の改修により機能を強化する。	-	-	-

2 児童虐待防止対策の連携・強化

めざす姿

地域社会で子どもと家庭を守る支援体制を構築しています

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12（2000）年11月に施行され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見など児童虐待の防止に関する地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等が定められました。

市町（広島市を除く。）及びこども家庭センター（児童相談所）での児童虐待に関する相談受付件数は、平成19（2007）年度それぞれ896件、1,580件と過去最高を記録し、平成20（2008）年度は、すべての市町で「こにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」など妊産婦や乳幼児のいる家庭への訪問支援活動が実施されたことなどから減少したものの、平成21（2009）年度は、保護者の雇用状況の悪化など子育て家庭を取り巻く環境の悪化や県民の児童虐待に関する関心の高まりなどから、再び、増加に転じています。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代への連鎖も懸念される行為であり、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

この児童虐待への取組としては、未然防止から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実が求められています。

また、これらを進めていくためには、児童虐待が子どもに及ぼす影響や虐待を受けた子どもへの支援、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときに、ためらうことなくこども家庭センター（児童相談所）や市町などへ通告することの必要性など、県民一人ひとりが正しい認識を持てることが求められています。

このため、5月の「児童福祉月間」や10月の「里親月間」、11月の「児童虐待防止推進月間」を始め、あらゆる機会を通じた広報啓発が必要であるとともに、多くの関係機関が相互に連携して、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を効果的に活用するなど、地域社会で子どもと家庭を守る支援体制の強化が課題となっています。

取組の方向

（1）児童虐待の発生予防

すべての妊産婦への子どもの育児に関する体験や情報の提供に努めます。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供などを行う「こにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を推進するとともに、養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言や育児・家事の援助等を行う環境等の把握を行う「養育支援訪問事業」を推進します。

市町の子どもや家庭に関する相談窓口、保健師及び民生委員・児童委員、主任児童委員等と保育所や幼稚園、学校、医療機関等との連携により、児童虐待のハイリスク家庭（育児不安や経済的困窮、家庭内暴力が生じているケースなどの要因が重複する家庭）を早期に把握し、早い段階から保健師等による家庭訪問を行うことや、相談機関の利用を促すことにより、児童虐待の未然防止に向けた地域における子育て支援サービスや母子保健サービスの充実を図ります。

子育て中の親子が相談・交流できる地域子育て支援拠点などの整備を進めるとともに、地域の子育て情報の発信に努めます。

こども家庭センター（児童相談所）の子育て家庭や市町、児童福祉施設など関係機関への高度で専門的な相談、助言、指導などの支援、研修機能及び情報発信等の向上を図るため、運営体制や施設・設備の整備を進めるとともに、職員の高度で専門的な知識・技術の向上を推進します。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

児童虐待及びその疑いについて通報や相談等があったときは、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、原則として、48時間以内にこども家庭センター（児童相談所）や市町の職員、児童委員・主任児童委員などが直接目視により、子どもの安全確認を実施します。

こども家庭センター（児童相談所）においては、子どもの安全を最優先に必要な応じて一時保護を行うとともに、長期間子どもの安全が確認されず、呼び掛けに応じない場合等は、保護者への出頭要求や家屋への立入調査を積極的に実施します。

市町における子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の体制、機能及び連携の強化を図り、虐待を受けている子どもや支援が必要な家庭の早期発見と支援を促進します。

県が設置する「児童虐待防止連絡会議」等を通じて関係者の連携強化と情報の共有を図ります。

(3) 虐待を受けた子どもの保護・自立支援

こども家庭センター（児童相談所）において、再発防止対策として、虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもへのグループワークなどの各種心理療法の実施や家庭へのボランティアの派遣などにより、家族の再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を推進します。

虐待を受けるなどして児童養護施設等に入所している子どもに対して、こども家庭センター（児童相談所）へ通所させ、又は児童養護施設等を訪問し、生活指導、心理療法及び感覚統合訓練等を行い、心のケアや問題行動の改善を図ります。

児童養護施設等における専門的なケアや自立支援に向けて、小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの導入などの児童養護施設等の小規模化を推進するとともに、個別対応職員、家庭支援専門相談員、看護師、基幹的職員等の配置及び施設職員の資質の向上を推進します。

虐待を受けるなどして社会的養護の必要な子どもを家庭的環境の中で養育するため、里親制度の普及や必要に応じてファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の導入を進めます。

(4) 児童虐待に関する広報啓発

5月の「児童福祉月間」における月間行事や10月の「里親制度推進キャンペーン」、11月の「児童虐待防止推進月間」における「児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン¹」の展開などあらゆる機会を活用して、社会全体として児童虐待の防止、早期発見・早期支援に向けた県民意識を喚起するとともに、子育て家庭に対する相談機関や支援施策の周知及び社会的養護の一環としての里親制度の必要性と普及について、県民への周知を図ります。

平成22（2010）年11月に広島市において、厚生労働省及び広島市と連携して、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催するなど、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めていきます。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育や養育環境の把握、情報提供等を行う。	対象乳児に対する訪問実施率	67% (平成20年度)	100%
養育支援訪問事業の実施 ・養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する。	養育支援訪問事業実施市町数	14市町	全市町 (23市町)
市町の家庭児童相談体制の強化 ・家庭児童相談窓口専門職員を配置し、子どもと家庭に関する相談体制の強化を図る。	児童福祉司任用資格者の配置市町区数	13市町区	全市町区 (30市町区)

1 児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン：オレンジリボンをシンボルとした「子どもへの虐待をなくそう!」という全国的なキャンペーン。

3 社会的養護対策の充実

めざす姿

社会的な支援により、すべての子どもが心身ともに健やかに育成される社会となっています

現状と課題

平成21(2009)年4月1日現在、県内には乳児院2施設、児童養護施設12施設、児童自立支援施設1施設、母子生活支援施設11施設の26の施設があり、社会的な養護を必要とする753人の子どもがそこで生活を送っています。

また、県内には、125世帯の里親が登録されており、そのうち、42世帯の里親に52人の子どもが家庭的な環境の中で生活していますが、里親への委託率(平成21(2009)年3月末現在)は、6.0%と全国平均の10.4%を下回っています。

社会や経済状況の大きな変化の中で家庭と地域の子育て機能は低下しており、児童虐待を受けた子どもを始めとして、家族と一緒に暮らすことができない社会的養護を必要とする子どもが増加し、子どもと家庭が抱える問題も多様化、複雑化してきています。

こうした中、すべての子どもが尊重され、その育成が等しく確実に保障されるよう、家庭的な環境での養護を促進するとともに、子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援を可能にするため、施設機能の充実など社会的養護の充実と子どもの自立に向けた支援を図る必要があります。

また、子どもにとっては、家庭的な環境で育成されることが望ましいことから、里親への委託を推進するため、里親に対する社会的な理解や関係機関の共通認識を高めるとともに、里親の専門的な養育能力の向上や里親に対する養育相談・支援などを推進していく必要があります。

更に、経済状況の悪化など、雇用情勢が厳しい中で家庭に恵まれない子どもが社会で自立した生活を送れるよう一層の支援が必要となっています。

取組の方向

(1) 児童養護施設等の機能の充実

子どものプライバシーに配慮した生活環境や学習環境などの整備を推進します。

家庭的な環境の中で専門的なケアや自立支援に向けて、小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの導入などの小規模化を推進します。

子どもの支援を行う基幹的職員や心理療法担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、看護師などの配置を進めます。

子どもの支援の担い手となる人材を確保するため、(社福)広島県社会福祉協議会と連携しながら、必要な職員の求人や施設紹介を行うとともに、その育成及び資質の向上を図るため、こども家庭センター(児童相談所)の研修機能を充実するほか、各種研修への参加や施設及び職員の相互交流による自己研鑽の場の確保などを推進します。

心的外傷のため心理療法を必要とする子どもにカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感・安全感の再形成、人間関係の修復等を図り、子どもの自立を支援する取組を推進します。

子どもをこども家庭センター(児童相談所)に通所させ、又は児童養護施設等を訪問し、生活指導、心理療法及び感覚統合訓練等を行い、心のケアや問題行動の改善を図ります。

母子生活支援施設に入所する母親に対しては、自立に向けた生活基盤を確保するため、関係機関と連携しながら、就業による自立支援を推進します。

(2) 里親制度等の推進

里親委託を推進するため、5月の「児童福祉月間」の展開や10月の「里親推進月間」を中心とした里親委託推進キャンペーンの展開及び児童養護施設などに入所している子どもを夏休みや年末年始などの短期間、自らの家庭で養育するなどの里親体験や交流を通じて、県民へ制度の周知と普及啓発を行い、里親への理解と里親希望者の増加を図ります。

虐待を受けるなどして社会的養護の必要な子どもを家庭的環境の中で養育するため、里親制度の普及や必要に応じてファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の導入を進めます。

こども家庭センター（児童相談所）に里親委託の推進に関する組織を設けて、課題や必要な支援などについて協議し、事業の推進に当たり必要な助言や指導を行うとともに、里親委託等に関する目標を設定し、里親委託の推進を図ります。

里親に対する研修を実施し、専門的な養育技術の向上を図るとともに、子どもを養育している里親家庭を訪問して支援を行うなど、里親の資質の向上と養育負担の軽減のための支援の充実を図ります。

(3) 自立支援対策の強化

社会的に自立するための援助が保護者等から得られない子どもの自立を支援するため、生活指導や職業訓練などの自立支援の強化を図るとともに、義務教育を修了して、就労した子どもなどの生活の安定と自立を支援するため、生活指導や職業指導を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の設置を促進します。

就職や進学、家庭引取などで児童養護施設等を退所した者等が安心して相談できる拠点を整備するなど、地域で自立した生活を送るために必要な相談支援体制の整備を推進します。

子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう継続的な食育指導を支援します。

(4) 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の強化

子どもに「自らが守られる権利や守るべき義務」など自立に向けて自らの権利と義務、他の人たちとのかわり等について、発達段階に応じて理解を進めるため、「子どもの権利ノート（仮称）」を配布するとともに、施設職員等への研修などを通じて、子どもの権利擁護を推進します。

広島県被措置児童等虐待防止に係る運用指針¹等に基づき児童養護施設に入所する子どもや里親に委託された子どもなどへの施設職員、里親等からの虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見と早期対応を図ります。

児童福祉施設等における支援の質の向上を図るため、支援の質に関しても監査できる体制を整備するとともに、児童福祉施設等における第三者評価の受審を推進します。



¹ 広島県被措置児童等虐待防止に係る運用指針：平成21年3月に広島県が策定した被措置児童等虐待の防止、通告や子どもからの届出の受付、被措置児童等虐待への適切な措置等に関するガイドライン。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
入所児童等支援事業の実施 ・児童養護施設等の生活環境，学習環境，遊具の安全対策及び食品の安全対策を行う。	-	-	-
児童養護施設の小規模化 ・支援単位の小規模化によって，家庭的養護の充実及びきめ細かな対応等を行う。(定員 6人)	地域小規模児童養護施設設置数及び小規模グループケア実施か所数	7か所	14か所
児童養護施設等の入所児童への支援強化 ・心理療法担当職員を配置し，虐待を受けた子ども等の支援を強化する。 ・看護師を配置し，医療的ケア及び健康管理の必要な子どもへの医療的支援体制を強化する。	児童養護施設等において心理療法担当職員を配置している施設数	13か所	26か所
	児童養護施設等において看護師を配置している施設数	3か所	8か所
里親制度の推進 ・里親制度の普及及び里親登録世帯の増加を図り，保護を要する子どもの里親，ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)への委託を推進する。	里親登録世帯数	151世帯 (平成20年度末)	200世帯
	要保護児童の里親等への委託率	6.0% (平成20年度末)	12.0%
ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置 ・保護を要する子どもを養育者の住居において，基本的な生活習慣を確立し，自立を支援する。(入居定員 5~6人)	ファミリーホーム設置か所数	1か所	5か所
自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)の設置 ・児童養護施設等を退所した児童等を共同生活を営む住居において，日常生活上の援助，生活指導及び就業支援等を行う。(定員 5~20人)	自立援助ホーム設置か所数	0か所	3か所